

責任を

職員は

免

職とする。

れない。



「千葉県教育委員会懲戒処分の指針」では「飲酒運転（酒酔い及び酒気帯び運転をいう。以下同じ。）」について、次のように定めています。

- 飲酒運転で交通事故（人身及び物損事故（自損を含む。）をいう。以下同じ。）を起こした職員は、**免職**とする。
- 酒酔い運転をした職員は、**免職**とする。
- 酒気帯び運転をした職員は、**免職**とする。
- 飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は運転することを知りながら飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、**免職**とする。



飲酒運転は、自動車や自動二輪車のみならず、**自転車、電動キックボード等**を含む全ての車両の運転に該当します。

（令和6年11月13日 教総第1266号 教職第805号「懲戒処分の指針」の一部改正について（通知））

また、自転車を運転しながら携帯電話使用等を行った場合には、最大1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金、酒気帯び運転を行った場合には、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科されることがあります。

飲酒運転を
絶対しない・させない・許さない